

金融庁告示第 号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年財 内閣府、総務省、法務省、  
経済産業省、国土交通省 務省、厚生労働省、農林水産省、令  
用する。 号）第六条第一項第四号の規定に基づき、次に掲げる国又は地域を指定し、同令の施行の日から適

平成二十年 月 日

金融庁長官 佐藤 隆文

アイスランド

アイルランド

アメリカ合衆国

アルゼンチン

イタリア

英国

オーストラリア

オーストリア

オランダ

カナダ

ギリシャ

シンガポール

スイス

スウェーデン

スペイン

タイ

大韓民国

台湾

中華人民共和国

デンマーク

ドイツ

トルコ

ニュージーランド

ノルウェー

フィンランド

ブラジル

フランス

ベルギー

ポルトガル

香港

マカオ

マレーシア

南アフリカ共和国

メキシコ

ルクセンブルク

ロシア

金融庁告示第 号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年財 内閣府、総務省、法務省、  
経済産業省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、令

第 号）第六条第一項第八号の規定に基づき、次の通信手段を指定し、同令の施行の日から適用する。

平成二十年 月 日

金融庁長官 佐藤 隆文

スイフト